

元女性国税専門官からのひとこと～海外投資課税包囲網～

日本の居住者は、分離課税対象でない海外投資にかかる所得を確定申告しなければなりません。国税庁は、従来は申告漏れが多かった海外投資等に対する課税対策として以下の4つをあげています。

1. 国外送金調書

金融機関等を通じて国外へ送金したり、国外からの送金等を受領したりする場合、当該金融機関に対して告知書を提出しますが、それを受けて金融機関が作成し、税務署長に提出する書類を国外送金等調書といいます。100万円超の送金が対象で、調書には送金者、受領者、本人口座番号、取次金融機関、金額、送金目的等が記載されます。

2. 国外財産調書

国外財産調書制度とは、海外に5,000万円相当以上の財産を保有している居住者に対して、その内容を記載した調書を税務署に出すことを義務づけた制度です。課税から逃れるために海外に財産を移す富裕層が増加したことを危惧した国が、適正に課税することを目的として、2012年度税制改正において導入し、2014年1月から施行されています。

一定の資産をもつ方が提出しなければならない「調書」としては、国外財産調書のほかに「財産債務調書」がありますが、これは、所得税などの確定申告書または所得税の還付申告書を提出する方のうち、その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、年末時点での財産の価額が3億円以上、または有価証券などの資産価額が1億円以上の方に提出義務が発生します。「財産債務調書」を提出する人でも、5,000万円を超える海外財産をもっている場合は、「国外財産調書」もあわせて提出しなければなりません。その際「財産債務調書」には国外財産の合計額のみを記入し、詳細は省いて構いません。財産債務調書を出さなかったり、記載されていない財産などがあって、本来より少ない納税額を申告したりした場合、過少申告加算税が5%プラスされますが、罰則はありません。一方、同様のケースでも国外財産調書の場合は、ペナルティが課されることがあります。

3. 租税条約等に基づく情報交換

租税条約等に基づく情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組みです。日本の情報交換ネットワークは154の国・地域をカバーするまで拡大しています。情報交換には、要請に基づく情報交換、自動的情報交換、自発的情報交換の3つのタイプがあり、次のCRS情報は自動的情報交換されています。

4. 共通報告基準（CRS）情報

CRSは「Common Reporting Standard」の略で共通報告基準のことです。外国の金融機関に保有する口座を利用した脱税や租税回避を防ぐ目的で経済協力開発機構（OECD）が策定した国際基準です。日本を含む100以上の国・地域が参加し、各国の金融機関は非居住者の口座情報を自国の税務当局に報告し、当該情報を非居住者の居住する国の税務当局と自動的に交換し、国際的な租税回避を防止する仕組みです。

国税庁は18年からCRS制度に参加しています。22事務年度は95カ国・地域にある日本の個人・法人口座約253万件の情報を入手しました。CRS情報を活用して海外投資等をおこなっている個人に対し、国外財産調書と突合し、23事務年度においては2,584件実地調査を実施し、申告漏れ所得金額664億円、追徴税額は168億円と公表しています。申告漏れの多かった海外投資に対する課税包囲網に効果があったとしています。